

(1) 所得税・住民税の障害者控除

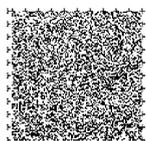
身知精

- 対象** 納税者本人、同一生計配偶者または扶養親族が次のいずれかに該当するとき(障害者の判定は、所得税はその年の12月31日、住民税はその年度の前年の12月31日の現況によります。)
- ※同一生計配偶者とは、納税者本人と生計が同一で、かつ合計所得金額が48万円以下の配偶者(青色事業専従者等を除く。)をいいます。
- ①精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人(特別障害者となります。)
 - ②愛の手帳をお持ちの人(1・2度は特別障害者となります。)
 - ③療育手帳をお持ちの人(Aは特別障害者となります。)
 - ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人(1級は特別障害者となります。)
 - ⑤身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人(1・2級は特別障害者となります。)
 - ⑥戦傷病者手帳をお持ちの人(障害の程度が、恩給法に定める特別項症から第3項症までは特別障害者となります。)
 - ⑦原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の一定の認定を受けている人(特別障害者となります。)
 - ⑧常に就床を要し、複雑な介護を要する人(特別障害者となります。)
 - ⑨65歳以上の人で、①②または⑤に掲げる障害者あるいは特別障害者に準ずるものとして、区長(福祉事務所長)の認定を受けている人
- 控除額** 納税者本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害者もしくは特別障害者の場合、一人につき、次の金額が控除できます。

区 分		所得税 〈令和4年分〉	住民税 〈令和5年度分〉
障害者 控除	(以下に該当の場合を除く)	27万円	26万円
	特別障害者の場合	40万円	30万円
	同居特別障害者の場合※	75万円	53万円

※同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、納税者本人、その配偶者または納税者本人と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている場合に該当となります。

- 問合せ**
- ①税務課 課税係
電話03(3578)2593~2608(除く2599)
FAX03(3578)2634
 - ②聴覚障害者等案内専用ファクシミリ(国税庁ホームページより)
・東京国税局 税務相談室 FAX03(3294)4300
ア このファクシミリは聴くことや話すことが不自由な人の税務相談専用です。
イ このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等の提出はできませんのでご注意ください。



(2) 障害者控除・特別障害者控除対象者の認定

- **内容** 65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上のひと(生計を一にする配偶者、その他の親族を含む。)が、寝たきりまたは障害者に準ずる状態にあると認められる場合は、障害者手帳をお持ちでなくても、障害者控除対象者認定書の交付により(特別)障害者控除の対象となります。
- **対象** 65歳以上で、原則として要介護等で、寝たきりまたは障害者に準ずる状態にあると認められる人
- **申請方法** 各障害に準ずる状態にあることを証明する医師の診断書が必要になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(3) 住民税の非課税

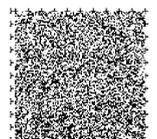
身知精

- **内容** 次のいずれかに該当する人で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
は、住民税が課税されません。
- **対象**
 - ①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
 - ②愛の手帳をお持ちの人
 - ③療育手帳をお持ちの人
 - ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
 - ⑤身体障害者手帳をお持ちの人
 - ⑥戦傷病者手帳をお持ちの人
 - ⑦原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の一定の認定を受けている人
 - ⑧常に就床を要し複雑な介護を要する人
 - ⑨年齢が65歳以上でその障害の程度が①②または⑤に準ずるものとして区長(福祉事務所長)の認定を受けている人
- **問合せ** 税務課 課税係
電話03(3578)2593~2608(除く2599)
FAX03(3578)2634

(4) 自動車税などの減免

身知精

- 「自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)」の減免
 - ①次表に該当する障害者が所有し、運転する場合と、障害者または生計を同じくする人が所有し、生計を同じくする人がその障害者の通院・通学等のために運転する場合は、減免されます(1人につき1台に限る。)
 - ②構造上、専ら下肢等障害者の利用に供するためと認められる自動車は、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)の減免(全額免除)対象となります。また、車いすの昇降装置や固定装置、運転装置等の特別仕様等、構造変更をした車両の場合は、その構造にかかる部分の



自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割が減免されます。

●「**軽自動車税(種別割)**」の減免

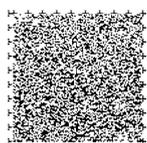
- ①次表に該当する障害者が所有し、運転する場合と、障害者または生計を同じくする人や障害者のみで構成される世帯の人を常時介護する人で障害者のために車を所有し、運転する場合は、減免されます(1人につき1台に限る。)
 - ②軽自動車等の構造が、専ら障害者等の利用に供するためと認められる車両の場合は、減免されます。
- ※軽自動車とは、軽四輪乗用・軽四輪貨物・原付自転車・軽二輪・二輪小型等

●**対象** 次の表のいずれかの障害のある人

障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害	1～3級・4級の1	特別項症～第4項症
聴覚障害	2・3級	特別項症～第4項症
平衡機能障害	3・5級	特別項症～第4項症
音声機能または言語機能障害	3級(こう頭摘出に係るものに限る。)	特別項症～第2項症(こう頭摘出に係るものに限る。)
上肢不自由	1・2級	特別項症～第3項症
下肢不自由	1～6級	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症
体幹不自由	1～3級・5級	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	1・2級 (軽自動車税種別割は1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	—
上肢機能	—	—
移動機能	1～6級	—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障害	1・3・4級	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級 (軽自動車税種別割は1～4級)	—
肝臓機能障害	1～4級	特別項症～第3項症
知的障害者	愛の手帳総合判定が1～3度	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級(精神通院医療に係る自立支援医療費受給者に限る。)	

- 申請方法** 障害者本人が所有し、運転する場合は、減免申請書、各手帳、免許証が必要です。併せて軽自動車税(種別割)の減免申請にはマイナンバーカード等個人番号が確認できるものが必要です。

また、所有者・運転者が違う場合は必要となる書類が異なりますので、各申請先へお問い合わせください。



- **問い合わせ** ①新規取得の自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税環境性能割については、登録の日から1か月以内に自動車税事務所へ
- ・品川自動車税事務所 〒140-0011 品川区東大井1-12-18
電話03(3471)6670 FAX03(3471)6865
- ②すでに自動車を所有しているときは、東京都自動車税コールセンター、都税事務所または自動車税事務所へ(4月1日から自動車税種別割の納期限(通常は5月31日)までに)
- ・東京都自動車税コールセンター
電話03(3525)4066
 - ・港都税事務所 〒106-8560 港区麻布台3-5-6
電話03(5549)3800 FAX03(5549)3811
- ※事前受付期間あり(翌年度課税分)自動車税種別割の納期限の翌日から
- ③軽自動車税(種別割)については、区役所税務課 税務係へ(納期限までに)
- 税務課 税務係
電話03(3578)2589~2591
FAX03(3578)2634

(5) 個人事業税の減免など

身知精

- **対象** ①前年中の総所得が370万円以下であり、納税者または扶養親族等が障害者である場合は減免の申請をすることによって、減額されます。
(1人につき、5,000円、特別障害者は1万円)
※納期限までに手続きしてください。
- ②あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を営む人が、視力障害者(両眼の矯正視力が0.06以下)の場合は課税の対象となりません。

- **問い合わせ** 港都税事務所
〒106-8560 麻布台3-5-6
電話03(5549)3800 FAX03(5549)3811

(6) 利子などの非課税

身知精

- **内容** 少額預金、少額公債の各元金350万円までの利子が非課税扱いになります。

- **対象** ①身体障害者手帳をお持ちの人
②愛の手帳をお持ちの人
③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
④戦傷病者手帳をお持ちの人
⑤特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置の福祉手当受給者
⑥障害基礎年金・障害厚生年金等の受給者

- **問い合わせ** 上記以外でも対象になる場合がありますので、詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

